

正しく乗ろう！特定小型原動機付自転車！！

2023年7月1日から適用！

(電動キックボード等)

2023年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行され、特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されます。

運転者が守るべき交通ルール等を正しく理解、遵守してください。

特定小型原動機付自転車とは？

特例特定小型原動機付自転車の基準は裏面に記載

特定小型原動機付自転車とは、次の基準を全て満たすものをいいます。

【車体の大きさ】

長さ：1.9m以下 幅：0.6m以下

【車体の構造】

- ・時速20km/hを超えて加速することができない構造であること。
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・オートマチック・トランスミッション（AT）であること。
- ・最高速度表示灯（灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの）が備えられていること。等



守ろう！交通ルール！（特定小型原動機付自転車）

○ 16歳未満の者の運転の禁止！【罰則】6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

運転免許は必要ありませんが、16歳未満の方が特定小型原動機付自転車を運転するのは禁止されています。

○ 車道通行が原則！（特例特定小型原動機付自転車は歩道も通行可）

・車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、車道を通行しなければなりません。（自転車道も通行可）。道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側通行をしてはいけません。

・特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、歩道を通行することができますが、歩行者が優先であり、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。

○ 飲酒運転の禁止！【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等

特定小型原動機付自転車も車両です。危険ですので飲酒運転は絶対にやめましょう。

○ 乗車用ヘルメットの着用！

乗車用ヘルメットの着用は努力義務ですが、自分の命を守るためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう！



○ 自賠償保険（共済）への加入！【罰則】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済への加入は義務となっています。

特定小型原動機付自転車の新たな交通ルールが適用されるのは、**2023年7月1日から**です。2023年6月30日までは、改正後の特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボード等を運転する場合であっても、現行の道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、その車両区分（原動機付自転車又は自動車）に応じた交通ルールが適用されます。

○2023年7月1日から適用

		原動機付自転車			
車両区分		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車	
定格出力等		総排気量 50cc 以下又は 定格出力 0.6kw 以下	定格出力 0.6kw 以下	特定小型原動機付自転車のうち、次の①～⑤を全て満たすもので、他の車両を牽引していないもの。（遠隔操作により通行させることができる場合を除く。） ①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させること ②最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないものであること ③側車を付けていないこと ④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にある ⑤鋭い突出部のないこと	
車体の 大きさ	長さ	2.5m 以下	1.9m 以下		
	幅	1.3m 以下	0.6m 以下		
	高さ	2.0m 以下	-		
最高速度		30km/h	20km/h		
最高速度表示灯		-	緑色点灯		
運転免許		原動機付自転車を運転することができる運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)		
乗車用ヘルメット		必要	必要（努力義務）		
ナンバー登録		必要	必要		
自賠責保険		必要	必要		
飲酒運転		禁止	禁止		
通 行 区 分	歩道		×	×	△※
	自転車道		×	○	
	専用通行帯		×	○	
	路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	駐停車禁止 路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	歩行者専用 路側帯		×	×	×

※ 「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等に限りません。

※ 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。